

「米トレサビリティ法」をご存知ですか？

食品事故や産地偽装など、米穀に問題が発生した際、速やかに流通ルートを特定し、販売中止や回収などを行うため、米穀や米飯・米加工食品などを販売・提供する事業者は、平成22年10月から、米穀取扱事業者間の取引記録の作成・保存が義務付けられています。

平成23年7月からは、消費者が商品選択の際の参考とするため、産地情報の伝達も義務付けられています。

生産者・流通業・米加工品製造業・小売販売業・外食業、そのほか米・米加工品に携わるすべての事業者がこの法律の対象として該当し、義務違反に対しては罰則規定が適用されます。

■義務事項

1 取引記録の作成・保存の義務

米穀商品を出荷・販売する際に、①品名、②産地、③数量、④取引年月日、⑤取引先名、⑥搬出入した場所を記録した帳簿や伝票類を原則3年間保存することが義務付けられています。

2 産地情報伝達の義務

米穀商品の生産・販売事業者は、伝票類（納品書、請求書、領収証など）に産地情報を含む取引記録、もしくは米袋が商品で米穀の産地情報を伝達することが義務付けられています。

外食店・仕出し・弁当・宅配・出前などで米飯類を提供する事業者は、店舗において「〇〇産米使用」の産地伝達を貼り紙、メニューでお客様（消費者）に伝達することが可能です。宅配・出前などの場合は、伝票類やチラシ、はし袋などで産地を伝達する方法もあります。

詳細は、農林水産省ホームページの「米トレサビリティ法」をご覧ください。

《産地情報の伝達（例）》



《取引記録の作成（例）》

お客様No. 000777 ⑤納入場所 <例> 納品書 ④年月日
〒060-0801 北海道札幌市中央区1条1丁目1-1 株式会社 米レストラン駅前店 様 売上 納品書: 平成26年4月20日
下記のとおり納品いたします。

NO	商品コード	商品名・規格	数量	単価	金額	⑤取引先名
1	XY2000123	北海道産 ななつぼし(5kg)	10	1,500	15,000	農林米穀株式会社 札幌支店 北海道札幌市中央区2条2丁目2 TEL 011-234-7890 FAX 011-234-8901

備考 ②産地 ①品名

納品書や領収書などを受領して、これを3年間保存すれば取引記録を作成したことになります。

詳細・問い合わせ先

・農林水産省ホームページ（「米トレサ」で検索）

・北海道農政事務所消費・安全部米穀流通・食品表示監視課 ☎011-330-8814

クリック

米トレサ

消費税の「インボイス説明会」・「登録要否相談会」の開催

令和5年10月から消費税の仕入税額控除の方式として、インボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。

江差税務署では、①消費税の基本的な仕組みやインボイス制度の概要、登録の判断のポイント、登録手続きなどについて説明する「インボイス説明会」と、②インボイス発行事業者に登録するか否か検討されている免税事業者の方を対象に、登録の考え方や事業の状況などに応じて必要な情報などを個別に案内する「登録要否相談会」を行っています。

また、インボイス説明会および登録要否相談会のほか、個別の相談も行っており、インボイス説明会および登録要否相談会ならびに個別相談は、お電話などで事前に予約をお願いしています。

なお、制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、令和5年9月30日(出)までに登録申請が必要となります。登録を予定されている方は、お早めに申請手続きをお願いいたします。

インボイス
説明会

問い合わせ先 江差税務署 ☎0139-52-6011（直通）

6月は { 町道民税 第1期分 } の納期の月です。
納期限内納付を！

納税には、確実に
便利な口座振替を！
財政課税務グループ